資料４-１

御嶽山火山防災協議会規約の一部改正について

１　改正理由

組織改編に伴う会員、幹事及び事務局変更のため

２　改正内容

第５条第４項

改正前	改正後
各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曽地域振興局総務管理課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は長野県幹事会が木曽町総務課危機管理室長、王滝村総務課長及び上松町危機管理課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理課長及び下呂市危機管理課長とする。	各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曽地域振興局総務管理・環境課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は長野県幹事会が木曽町総務課危機管理室長、王滝村総務課長及び上松町危機管理課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理課長及び下呂市危機管理課長とする。

第８条

改正前	改正後
協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、長野県木曽地域振興局総務管理課、木曽町総務課危機管理室、王滝村総務課、上松町危機管理課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市危機管理課及び下呂市危機管理課が合同で行う。	協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、長野県木曽地域振興局総務管理・環境課、木曽町総務課危機管理室、王滝村総務課、上松町危機管理課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市危機管理課及び下呂市危機管理課が合同で行う。

別表１

改正前	改正後
所属：気象庁火山課 職名：火山対策官	所属：気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター 職名：所長

別表２

改正前	改正後
所属：気象庁火山課 火山監視・警報センター	所属：気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター
所属：長野県木曽地域振興局 総務管理課	所属：長野県木曽地域振興局 総務管理・環境課

３　施行日

令和３年３月　　日